

千代田区障害者活躍推進計画に基づく取組の実施状況

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 7 条の 3 第 6 項の規定により、千代田区障害者活躍推進計画に基づく取組の実施の状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 9 月

千 代 田 区 長

千 代 田 区 議 会 議 長

千代田区選挙管理委員会

千代田区代表監査委員

千代田区教育委員会

評価年度	令和 4 年度
目標に対する 達成度	○採用に関する目標（法定雇用率の達成） 本区の雇用率：2.65% （参考）法定雇用率：2.6% ○定着に関する目標（採用 1 年後の定着率 100%の達成） 本区の定着率：100% （参考）令和 3 年度採用者数：1 名
取組内容の実 施状況	○施設等の整備 ・課内レイアウト変更及び机、窓口周辺の整理・整頓による動線確保

	○相談体制の整備 ・ 障害を有する職員の相談に応じることができるよう、相談先を周知（チラシの送付） ・ 障害を有する職員の希望に基づいて、所属長に対して自身の障害特性や必要とする合理的配慮を伝えるための様式〈自分カルテ〉を周知 ○障害に対する理解の促進 ・ 障害を有する職員の希望に基づいて、所属長に対して自身の障害特性や必要とする合理的配慮を伝えるための面談を実施 ・ 障害を有する職員との協働に関する理解促進のため、管理監督職層向けの研修を実施 ○募集・採用 ・ 職員の募集や採用にあたって以下の取り扱いをしない ①特定の障害を排除、または特定の障害に限定 ②自力で通勤できることといった条件の設定 ③介助者なしで業務遂行が可能といった条件の設定 ④「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援を受けられること」といった条件の設定 ⑤特定の就労支援機関からのみの受入れを実施 ○キャリア形成 ・ 職層や経歴等に応じて業務遂行に必要な知識等を身につけるために、人事課研修担当による実務研修実施の他、特別区職員研修所が開催している専門的実務研修
--	--

	をパブリックフォルダにて周知 ○働き方 ・テレワークの実施 ・早出遅出勤務の活用 ○千代田区障害者活躍推進委員会の設置 ・区長部局及び各行政委員会等の関係管理職・係長で構成された千代田区障害者活躍推進委員会を設置し、取組状況の把握・点検等を実施 ・同推進委員会開催時に、障害を有する職員に参画を呼び掛け、当事者の視点からの意見を聴取 ○障害者優先調達の推進 ・千代田区における障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針に基づく就労支援施設等への発注実績は、8,002,933 円（68 件）であり、当該調達方針の目標額（530 万円）を達成
「目標に対する達成度」及び「取組内容の実施状況」に対する点検結果	○目標に対する達成度 ・採用に関する目標（法定雇用率の達成）及び定着に関する目標（採用 1 年度の定着率 100%達成）のいずれも達成できている。 ○取組内容の実施状況 ・障害を有する職員本人の意思や意見を確認する取組及び障害に対する理解促進のための取組を着実に実施できている。

計画の見直し・ 修正	○計画の見直し・修正は行わない。
---------------	------------------